



3・4・33号太手二丁目浅原橋線
L=14.92km 2車線 W=12~18m

変更対象区間

凡 例

都市計画区域		都市計画区域
市街化区域・市街化調整区域分線		市街化区域・市街化調整区域分線
(甲府都市計画区域のみ)		(甲府都市計画区域のみ)
界	界	界
第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中層住居専用地域	第1種中層住居専用地域	第1種中層住居専用地域
第2種中層住居専用地域	第2種中層住居専用地域	第2種中層住居専用地域
第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域
道路	道路	道路
道路または河川等の中心線による地域境界線	道路または河川等の中心線による地域境界線	道路または河川等の中心線による地域境界線
道路境界線より奥行20mが地域の境界線	道路境界線より奥行20mが地域の境界線	道路境界線より奥行20mが地域の境界線
道路境界線または鉄道線中心線より奥行30mが地域の境界線	道路境界線または鉄道線中心線より奥行30mが地域の境界線	道路境界線または鉄道線中心線より奥行30mが地域の境界線
道路境界線より奥行100mが地域の境界線	道路境界線より奥行100mが地域の境界線	道路境界線より奥行100mが地域の境界線
その他による地域境界線	その他による地域境界線	その他による地域境界線
用途地区別	用途地区別	用途地区別
特別工業地区	特別工業地区	特別工業地区
特別業務地区	特別業務地区	特別業務地区
大規模集客施設制限地区	大規模集客施設制限地区	大規模集客施設制限地区
高度利用地区	高度利用地区	高度利用地区
防火地域(都市計画施設区域を除く)	防火地域(都市計画施設区域を除く)	防火地域(都市計画施設区域を除く)
準防火地域(防火地域内都市計画施設区域を含む)	準防火地域(防火地域内都市計画施設区域を含む)	準防火地域(防火地域内都市計画施設区域を含む)
風致地区(条例による規制)	風致地区(条例による規制)	風致地区(条例による規制)
地区計画(第1種)	地区計画(第1種)	地区計画(第1種)
伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区
道路	道路	道路
公園	公園	公園
緑地	緑地	緑地
墓園	墓園	墓園
都市計画施設	都市計画施設	都市計画施設
市ごみ焼却場	市ごみ焼却場	市ごみ焼却場
汚物処理場	汚物処理場	汚物処理場
下水処理場	下水処理場	下水処理場
下ごみ処理場	下ごみ処理場	下ごみ処理場
火葬場	火葬場	火葬場
河川	河川	河川
一団地の住宅施設	一団地の住宅施設	一団地の住宅施設
開市	開市	開市
市街地再開発事業区域(又は促進区域)	市街地再開発事業区域(又は促進区域)	市街地再開発事業区域(又は促進区域)
工業団地造成事業区域	工業団地造成事業区域	工業団地造成事業区域